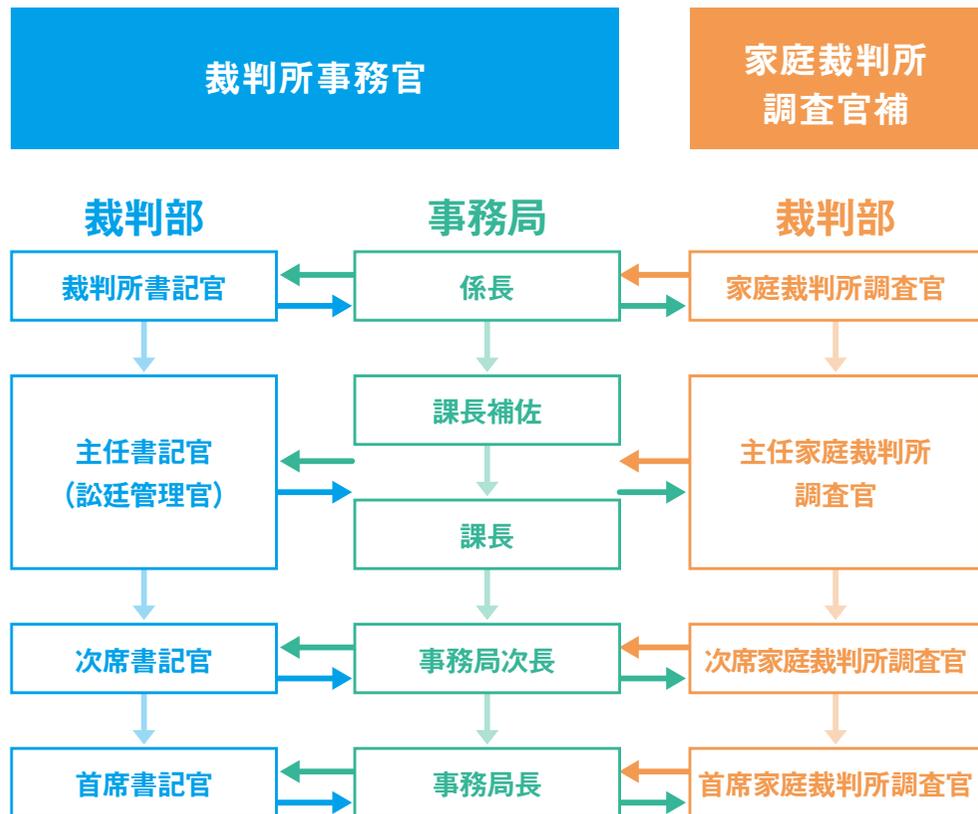


キャリアパス・待遇

裁判所では、学歴や採用年次等にとらわれることなく選考により管理職に昇任する仕組みをとっています。日々のOJTや研修等によりスキルアップを図ることができ、全ての職員に対して意欲と能力に応じた多様なキャリアパスが開かれています。



※上記は、地方裁判所及び家庭裁判所を基準としたキャリアイメージです。
 ※異動、昇進は裁判部と事務局相互間でも行われます。

給与

※国家公務員試験採用者と同じです。

初任給	総合職試験 (院卒者区分)	268,920円 (行政職俸給表 (一) 2級11号俸)
	総合職試験 (大卒程度区分)	240,840円 (同2級1号俸)
	一般職試験 (大卒程度区分)	235,440円 (同1級25号俸)
	一般職試験 (高卒者区分)	199,920円 (同1級5号俸)

諸手当	期末・勤勉手当	俸給等の約 4.5 月分 / 年
	通勤手当	上限 55,000 円 / 月
	住居手当	上限 28,000 円 / 月
	その他	扶養手当、超過勤務手当など

※初任給は、東京都特別区内に勤務する場合の例です。
 ※上記の内容は令和6年4月1日現在のものであり、変更される場合があります。最新の情報はウェブサイトをご覧ください。
 ※試験の種別については、P4を参照してください。

勤務時間・休暇・福利厚生

※国家公務員試験採用者と同じ制度が整備されています。

勤務時間 1日: 7時間 45分

休日 土曜日・日曜日・祝日及び年末年始

休暇 年次休暇: 年間20日 ※4月1日採用の場合、採用年は15日。残日数は20日を限度として翌年に繰越し。
 特別休暇 (夏季、結婚、出産、忌引など)、病気休暇、介護休暇、介護時間

福利厚生

共済組合制度が設けられており、職員とその家族の生活の安定と福祉の向上を図るために、医療保険制度及び年金制度が用意されています。また、裁判所共済組合や国家公務員共済組合連合会が運営する各種の福祉事業を利用することができます。

Column

採用後の異動

総合職試験 (裁判所事務官) 又は一般職試験に最終合格して採用された場合は、希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄区域内で勤務することになります。この点は、総合職と一般職とで違いはありませんが、総合職は、所属の高等裁判所所在地

での勤務が中心となり、また、多くの総合職は最高裁判所での勤務も経験しています (なお、一般職として採用された場合でも、本人の希望状況等に応じて、最高裁判所で勤務することもあります)。異動のローテーションは、概ね3年を目安に行われます。採用された裁判所の所在する都道府県内での異動が一般的ですが、上位ポストに昇進するにつれて、県単位を異にした異動が行われることもあります。

総合職試験 (家庭裁判所調査官補) に最終合格して採用された場合は、全国の家裁判所等で勤務することとなります。大規模庁で採用された後は、人材育成等の観点から、概ね3年を目安に小規模庁ー中規模庁ー希望庁又はその周辺庁の順に異動していくことが一般的です。その後は、地域の実情や上位ポストへの昇進などに応じた異動が行われます。